

2022年12月23日

各 位

株式会社北洋銀行

ジュニア NISA 「払出制限付き預金口座開設に係る特約」の改訂について

北洋銀行は、ジュニア NISA における「払出制限付き預金口座開設に係る特約」を下記のとおり改訂いたしますので、お知らせ致します。

記

**1. 改訂日**

2023年1月1日（日）

**2. 改訂の理由**

民法改正による成年年齢引下げに伴う改訂です。

**3. 改訂後の「払出制限付き預金口座開設に係る特約」について**

次頁以降をご参照願います。

以 上

## 払出制限付き預金口座開設に係る特約

(2023年1月1日 現在)

	項目	条項の内容
1	特約の適用範囲	<p>(1)この特約は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座および同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「預金者」といいます)が、未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるために開設した預金口座(以下、払出制限付き預金口座)に適用します。</p> <p>(2)この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設しようとする年の1月1日時点において18歳未満であること。</p> <p>② 払出制限付き預金口座は、未成年者口座(以下、ジュニアNISA口座)と同時開設すること。</p> <p>③ 預金者がジュニアNISA口座を当行の他の支店もしくは営業所または他の金融機関(以下「他の支店等」という。)に開設していないこと(ただし、すでに開設したジュニアNISA口座についての契約が終了している場合を除く)。</p> <p>④ 預金者がジュニアNISA口座に係る非課税の特例の適用を受けるために必要とされる書類を提出すること。</p> <p>(3)この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この払出制限付き預金口座は、当行が払出制限付き預金口座を開設した日に遡って、特約を適用しないものとして取扱います。</p>
2	特約と預金規定との優劣	<p>この特約で定められた事項と普通預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この特約が優先するものとし、それ以外の場合については、この特約の目的を害しない限度で普通預金規定を適用するものとします。</p>
3	入出金の制限	<p>(1)払出制限付き預金口座へ入金を行う場合には、預金者本人に帰属する資金かつ払出制限付き預金口座開設者本人の当行普通預金口座からの入金(振替)のみに限ります。</p> <p>(2)その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは原則として払出制限付き預金口座からの払出はできません。</p> <p>(3)預金者が払出制限付き預金口座から払出などを行なう場合には、次に定める取扱に限るものとします。</p> <p>① ジュニアNISA口座でお買付けとなる投資信託購入資金としての払出(投信積立購入時を含む)</p> <p>② 租税特別措置法上、非課税での払出が可能となる止むを得ない事由の場合(租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項)</p> <p>③ ジュニアNISA口座、課税未成年者口座である特定口座(あるいは一般口座)及び払出制限付き預金口座を廃止する場合</p> <p>(4)第3項1号に定める払出などを行うことができる者は、預金者の法定代理人又は法定代理人が提出する「未成年者口座(ジュニアNISA口座)に係る運用管理者届出書 兼 運用管理者変更届出書」に定められた運用管理者に限ります。</p> <p>(5)第3項2号、第3項3号に定める払出などを行うことができる者は、預金者の法定代理人に限ります。</p>

株式会社 北洋銀行

	項目	条項の内容
4	出金時の 確認事項	(1) 預金者が成人になるまでの払出制限付き預金口座からの払出は、原則として預金者の同意が必要となります。 (2) 預金者が年少であることなどを理由に同意が確認できない場合には、払出される資金が口座開設者本人のために使われることを確認いたします。
5	その他取引制限	払出制限付き預金口座を開設した場合、以下の取引についても制限いたします。 (1) 総合口座取引 (2) キャッシュカード取引 (3) デビットカード取引 (4) Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス取引 (5) 北洋ダイレクト契約 (6) 各種料金等の自動支払い (7) ATM による取引
6	禁止行為	預金者は、次の各号の行為を行うことはできません。 (1) 口座名義を変更すること(婚姻等、預金者本人の氏名が法令にもとづき変更される場合を除く) (2) 預金の譲渡に係る契約を締結すること (3) 預金を担保に供すること
7	解約・移行事由	この特約は、普通預金規定にもとづき、当行が預金口座を解約する場合のほか、預金者がその年の1月1日において18歳である年の前年の12月31日以降に、普通預金口座に変更します。
8	取引残高通知	預金者が15歳に達した後は、払出制限付き預金口座の取引残高を通知します。
9	解除通知	払出制限付き預金口座の払出制限が解除された時期に、預金者本人に対して、払出制限が解除された旨を通知します。
10	調査協力	国税庁等による調査が行われた場合、当行は、預金者の承諾なく、質問や検査に回答したり、物件提出したりするなどの協力を行います。
11	特約の変更	特約を変更する場合は、あらかじめ変更の内容および取扱の期日をホームページ、店頭等に掲示し、その期日の到来とともに特約変更が発効するものとします。
12	合意管轄	この特約に関する預金者と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。